保険外併用療養費について

■特定機能病院での初診料

初診時に「紹介状」がない場合は、初診時保険外併用療養費11,000円（税込）をお支払いいただいて おります。ただし、緊急の必要があって救急外来で受診された方、国の制度による公費負担医療制度受給者の方、自費診療の方につきましては、特別料金のお支払いはありません。

■特定機能病院での再診料

病院と診療所の機能分担の推進を図るため、他の病院（200床未満）へ文書により紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず、紹介先からの紹介状を持たずに当院を受診した場合は、5,500円（税込）をお支払いいただいております。

■時間外診療

次の時間帯（祝日診療日を含む月～金曜日 17：00～8：30・土曜日 12：30～8：30、休診日：終日）に、救急外来を受診された場合は、保険外併用療養費11,000円（税込）をお支払いいただいております。
ただし、紹介状を持参された方もしくは紹介医から連絡をいただいた方、救急車で来院された方、入院が必要と判断された方につきましては、特別料金のお支払いはありません。

■180日超えの入院

入院期間が180日を超えるご入院の保険外併用療養費（1日につき）は、入院料の15%をお支払いいただいております。当院の一般病棟入院料の場合は1日につき3,542円（税込）を自費請求させていただきます。

■規定回数を超えて受けた診療

患者さんからの申し出により、不安を軽減する必要がある場合に医科点数表に規定する回数を超えて実施する下記の検査（腫瘍マーカー）についてはそれぞれの料金をお支払いいただきます。

① AFP（α-フェトプロテイン）　② CEA（癌胎児性抗原精密測定）
＊料金（1回につき）：①、②各2,800円（税込）、同時実施の場合4,200円（税込）
③ PSA（前立腺特異抗原）　＊料金（1 回につき）：3,100円（税込）

■治験に係る診療

治験に参加する場合も保険外併用療養費制度が適用されます。基礎的な診療部分が保険給付の対象となり、治験期間のすべての検査・画像診断費用は企業（依頼者）負担となります。

■先進医療

技 術 名	料金（1回につき）
ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR 法）	30,913円
腹腔鏡下卵巣悪性腫瘍手術（腹腔鏡下卵巣癌・卵管癌・腹膜癌根治術）	625,700円

■多焦点眼内レンズの費用

術後の眼鏡装用率の軽減を目的とした多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、通常の診療費とは別に下記金額をご負担いただきます。
費用 （片眼）：264,000円（税込）　乱視矯正用（片眼）：319,000円（税込）

■近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の費用

費用 リジュセアミニ点眼液0．025%：4,900円（税込）

■患者申出療養

国内未承認の医薬品等を迅速に使用したいという患者さんの思いに応えるため、患者さんからの申し出を起点とする制度です。詳細は患者申出療養相談窓口へご相談ください。

■特別療養環境室（差額ベッド）への入院

当院は患者の皆さまの自由な選択と同意により特別な療養環境の提供を行っています。室料差額と設備は病棟および入退院受付に掲示しています。

2026 年 11 月 1 日現在

初診・再診にかかる特別の料金（保険外併用療養費）について

健康保険法改正により、**特定機能病院**及び一般病床 200 床以上の地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関を受診する場合で、**他の保険医療機関等からの紹介状がない場合**は、診療費に加えて「初診・再診にかかる特別の料金」を徴収することが責務となりました。この料金は各病院によって金額が異なります。

当院の場合は **初診　11,000 円（税込）**
再診　　5,500 円（税込） です。

◎**初診** となる場合は次の通りです
1. はじめて当院を受診される場合
2. 治癒または患者さんの任意による治療の中止から1か月以上来院されていない場合

◎**再診** となる場合は次の通りです
病状が安定している患者さんに対し、当院の医師が他の病院（200 床未満）又は診療所に紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず、紹介状を持たずに当院を受診された場合

＊歯科・口腔外科は健康保険上、医科（内科等他の科）とは別の扱いになりますので、それぞれでご負担いただきます。

◎次の方は「初診・再診にかかる特別の料金」のお支払いはありません。
① 救急車で搬送された方
② 重度障害・特定疾患等の公費負担医療の受給対象者の方
③ 生活保護を受けておられる方
④ HIV感染の方
⑤ 当院の他の診療科から院内紹介されて受診される方
⑥ 医科と歯科との間で院内紹介をされた方
⑦ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
⑧ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診の方
⑨ 外来受診から継続して入院した方
⑩ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する方
⑪ 治験協力者の方
⑫ 災害により被害を受けた方
⑬ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
⑭ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者の都合により受診する場合は認められません）

2023 年 4 月1日現在